

受付	個人質問 令和 年 月 日	第 号 時 分
----	------------------	------------

一般質問＜個人＞発言通告書

令和8年5月25日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>市における一般飲用井戸使用住民の上水道の現状について</p> <p>ながくての統計によると、長久手市の令和6年度の上水道普及率は99.9%、1世帯当たり1日平均給水量は661リットルとなっている。</p> <p>(1) 市は一般飲用井戸使用住民（個人住宅）の件数を把握しているのか。</p> <p>(2) 昭和62年1月29日に厚生省が定めた飲用井戸等衛生対策要領では、飲用井戸等の設置者等は飲用井戸等の管理や水質検査を行うことになっている。 市は、設置者等が行う飲用井戸等の水質検査の結果を把握しているのか。また、汚染等が判明したときはどのような対応をするのか。</p> <p>(3) 国土交通省の「健康のため水を飲もう」推進運動では、「目覚めの一杯、寝る前の一杯。しっかり水分 元気な毎日！体の中の水分が不足すると、熱中症、脳梗塞、心筋梗塞など、さまざまな健康障害のリスク要因となります。健康のため、こまめに水を飲みましょう。」と広報している。厚生労働省は、人間は1日に2.5リットルの水が必要であるとしている。 市は、生活に必要な水量が確保されないことで、一般飲用井戸使用住民（個人住宅）から相談を受けたことがあるか。</p> <p>(4) 飲用井戸等衛生対策要領の「4. 衛生確保対策」の「3）</p>	

	<p>汚染された飲用井戸等に対する措置」で、「市町村にあっては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。」としている。</p> <p>市には、飲用水等が十分確保できない一般飲用使用住民（個人住宅）に対しての支援はあるのか。</p>	
2	<p>管理が困難になっている空き家等に対する市の対応について</p> <p>(1) 市は空き家について把握しているか。</p> <p>(2) 管理が困難になっている空き家等の市の相談窓口と対応はどのようなか。</p> <p>(3) 住居等の管理で困っている高齢者や独居の方への市の援助や施策について</p> <p>ア 相談窓口と対応はどのようなか。</p> <p>イ 地域の相談支援体制はどのようなか。</p>	